

# 令和5年度千葉地方最低賃金審議会

## 千葉県最低賃金審議日程(A案)

令和5年3月3日作成

会議名称	開催月日	開催時間	備考
(予備日)※7/6の開催が困難な場合、公益・本審・運小を行う。	7月5日(水)	午後2時00分	
新任委員研修	7月6日(木)	午後1時15分	
第1回目公益委員会議		午後2時30分	
第1回日本審議会 (県最賃改正諮問)		午後3時30分	
第1回目運営小委員会		本審終了後	
(予備日)※7/6の開催が困難な場合、公益・本審・運小を行う。	7月7日(金)	午後2時00分	
第2回日本審議会 (中賃目安伝達) (特定最賃必要性諮問)	8月1日(火)	午後1時30分	
第1回目県最賃専門部会		本審終了後	
第1回目特別小委員会	8月3日(木)	午後1時30分	特定最賃の必要性有無の検討
第2回目県最賃専門部会		午後2時30分	
第3回目県最賃専門部会	8月4日(金)	午後2時30分	
第4回目県最賃専門部会	8月7日(月)	午後1時15分	
第3回日本審議会 (県最賃答申)		午後3時30分	
第5回目県最賃専門部会(予備日)	8月9日(水)	午後1時15分	
第4回日本審議会(予備日) (県最賃答申)		午後3時15分	
第2回目特別小委員会	8月23日(水)	午前9時30分	特定最賃の必要性有無の検討
第5回日本審議会 (県最賃異議申出諮問、答申)		午前11時00分	
第2回目公益委員会議		本審終了後	
第6回日本審議会(予備日) (県最賃異議申出諮問、答申)	8月25日(金)	午前11時00分	
第3回目公益委員会議(予備日)		本審終了後	

法定発効日 10月1日(土)又は10月5日(水)

は前年の実施状況を示す

# 令和5年度千葉地方最低賃金審議会

## 千葉県最低賃金審議日程(B案)

令和5年3月3日作成

会議名称	開催月日	開催時間	備考
(予備日)※7/6の開催が困難な場合、公益・本審・運小を行う。	7月5日(水)	午後2時00分	
新任委員研修	7月6日(木)	午後1時15分	
第1回目公益委員会議		午後2時30分	
第1回日本審議会 (県最賃改正諮問)		午後3時30分	
第1回目運営小委員会		本審終了後	
(予備日)※7/6の開催が困難な場合、公益・本審・運小を行う。	7月7日(金)	午後2時00分	
第2回日本審議会 (中賃目安伝達) (特定最賃必要性諮問)	8月2日(水)	午前9時30分	
第1回目県最賃専門部会		本審終了後	
第1回目特別小委員会	8月3日(木)	午後1時30分	特定最賃の必要性有無の検討
第2回目県最賃専門部会		午後2時30分	
第3回目県最賃専門部会	8月4日(金)	午後2時30分	
第4回目県最賃専門部会	8月7日(月)	午後1時15分	
第3回日本審議会 (県最賃答申)		午後3時30分	
第5回目県最賃専門部会(予備日)	8月9日(水)	午後1時15分	
第4回日本審議会(予備日) (県最賃答申)		午後3時15分	
第2回目特別小委員会	8月23日(水)	午前9時30分	特定最賃の必要性有無の検討
第5回日本審議会 (県最賃異議申出諮問、答申)		午前11時00分	
第2回目公益委員会議		本審終了後	
第6回日本審議会(予備日) (県最賃異議申出諮問、答申)	8月25日(金)	午前11時00分	
第3回目公益委員会議(予備日)		本審終了後	

法定発効日 10月1日(土)又は10月5日(水)

は前年の実施状況を示す

# 令和5年度千葉地方最低賃金審議会

## 千葉県特定最低賃金審議日程(案)

令和5年3月3日作成

会議名称	開催月日	開催時間	備考
第1回特定最賃専門部会	精密機械器具製造業関係	9月25日(金)	午前10時00分
	各種商品小売業	9月25日(金)	午後2時00分
	自動車(新車)小売業	9月26日(火)	午前10時00分
	調味料製造業	9月26日(火)	午後2時00分
	電気機械器具製造業関係	9月28日(木)	午後2時00分
	一般機械器具製造業関係	9月29日(金)	午前10時00分
	鉄鋼業	9月29日(金)	午後2時00分
第2回特定最賃専門部会	精密機械器具製造業関係	10月5日(木)	午前10時00分
	各種商品小売業	10月5日(木)	午後2時00分
	自動車(新車)小売業	10月6日(金)	午前10時00分
	調味料製造業	10月6日(金)	午後2時00分
	電気機械器具製造業関係	10月12日(木)	午後2時00分
	一般機械器具製造業関係	10月13日(金)	午前10時00分
	鉄鋼業	10月13日(金)	午後2時00分
最賃専門部会 第3回特定	(予備日) ※3日目の審議を要することとなった場合に開催	10月18日(水)	午後2時00分
第7回日本審議会	10月20日(金)	午後3時00分	専門部会で全会一致でない場合に開催
第8回本審議会(予備日) ※12/25発効とする場合の 締切は10/24となるため	10月23日(月)	午後3時00分	
第9回日本審議会	11月8日(水)	午前10時30分	異議の申し出があった場合に開催
第10回日本審議会	令和6年3月5日(火)	午前10時00分	特賃専門部会の解散 次年度の運営について

指定発効日 12月25日(月)